

部 会 実 施 要 領

第1条 会則第5条2項の部会運営は、この実施要領の定めるところによる。

第2条 (名 称)

部会とする。

第3条 (設置場所)

部会は、N T T支店地域内に置く。

第4条 (目 的)

会則第3条後段および第4条5項に定める事項を推進することを目的とする。

第5条 (部会員および活動)

1. 部会員は、N T T支店内に居住する電友会関西の会員とする。
2. 部会員は、部会の要請に応じて、N T Tへの協力活動を行う。

第6条 (事 業)

1. 部会員の連携体制の確立。
2. N T T支店施策への協力・支援

第7条 (組 織)

電友会支部の内部組織とする。

第8条 (役 員)

1. 複数の役員を配置し、1名を代表とする。
2. 役員の名称は、部会幹事とする。

第9条 (役員を選出)

部会員の中から選出し、支部長が指名する。

第10条 (役員任期)

電友会会則に準ずる。